

2015

May, Vol. 165

News Letter

— 目 次 —

Plaza-i 消費税改正に向けて (2017年4月10%施行予定)

Oracle12c 機能紹介④情報ライフサイクル管理

Office クリップアートの提供終了

オンラインストレージサービスの比較

Plaza-i 新機能－仕入付随費用一括実績配賦

最新の Plaza-i バージョン情報

マイナンバー制度について

受取配当等の益金不算入の制度の見直しについて

Bal



Plaza-i 消費税改正に向けて (2017年4月10%施行予定)

はじめに

2014年4月、消費税率が5%から8%へ増税されました。次回8%から10%への増税は、2014年11月18日政府発表により、当初2015年10月施行から2017年4月施行へ1年半延期されました。そして、2015年3月31日の2015年度税制改正関連法案成立により、「景気判断条項」（税制抜本改革法附則第18条第3項）が削除されましたので、2017年4月から消費税率10%への増税日程が確定しました。

8%増税時の経験を踏まえて、10%増税へ向け早目に対応方針（対社外、対社内）を再確認されることをお勧めします。今回は、経過措置対象外の保守契約ビジネス（Plaza-i サービス業販売管理システム）を例に、8%→10%増税時の対応方法について考察しました。

概要

●消費税改定前準備チェック項目

消費税更新作業 登録済の契約・受注データ (旧税 8%→新税 10%へ更新)			
請求済分 消費税差額請求		未請求分 複数税率請求	
消費税差額請求する	消費税差額請求しない	複数税率請求しない	複数税率請求する
複数税率対応請求書フォーマット	消費税差額一括計上	消費税差額分割計上	複数税率対応請求書フォーマット

①未請求分契約に対する新税率請求書発行方針

- ・複数税率請求書を発行する
- ・複数税率請求書を発行しない

②請求済契約に対する消費税差額の請求方針

- ・消費税差額請求する
- ・消費税差額請求しない

③消費税差額請求する場合の会計処理方針

- ・請求時期の検討（施行月・次回請求時等）
- ・請求書表記の検討（赤黒形式・差額形式等）

④消費税差額請求しない場合の会計処理方針

- ・勘定科目の検討（雑損・租税公課等）
- ・計上時期の検討（新税施行月・その他）
- ・計上期間の検討（一括計上・分割計上）

⑤消費税差額更新時期

・消費税差額請求する場合の時期（遅くとも新税施行月前月迄に実施）

・消費税差額請求しない場合の時期（遅くとも新税施行月迄に実施）

⑥新税率のマスター登録時期（消費税率マスタ）

- ・消費税コードマスター（確定後いつでも可）
- ・消費税率マスター（消費税差額更新実施月に登録）

●消費税差額の請求書発行処理

①消費税差額後追い請求の場合

・10%増税前に旧税率 8%で請求書を発行した場合の例

契約期間：2016/05/01～2017/04/30 分

商品	金額	税額	税率	小計
保守契約	120,000	9,600	8%	129,600
		→①12ヶ月分		
合計	120,000	9,600		129,600

・後追い請求：消費税差額分を”赤黒伝票方式”
で請求書を発行した場合の例

契約期間：2016/05/01～2017/04/30分

	商品	金額	税額	税率	小計
赤	保守	-120,000	-9,600	8%	-129,600
	契約	→②赤：12ヶ月分			
	保守	110,000	8,800	8%	118,800
黒	契約	→③黒：11ヶ月分			
	保守	10,000	1,000	10%	11,000
黒	契約	→④黒：1ヶ月分			
	合計	0	200		200

②通常請求の場合（単一税率・複数税率混在）
・2017年4月10%増税：複数税率混在（8%・10%）請求書の例

契約期間：2016/05/01～2017/04/30分

	商品	金額	税額	税率	小計
	保守	110,000	8,800	8%	118,800
	契約	→①11ヶ月分(8%)			
	保守	10,000	1,000	10%	11,000
	契約	→②1ヶ月分(10%)			
	合計	120,000	9,800		129,800

契約期間：2017/03/01～2018/02/28分

	商品	金額	税額	税率	小計
	保守	10,000	800	8%	10,800
	契約	→③1ヶ月分(8%)			
	保守	110,000	11,000	10%	121,000
	契約	→④11ヶ月分(10%)			
	合計	120,000	11,800		131,800

・次の単一税率（10%）請求書の例

契約期間：2017/04/01～2018/03/31分

	商品	金額	税額	税率	小計
	保守	120,000	12,000	10%	132,000
	契約	→⑤12ヶ月分(10%)			
	合計	120,000	12,000		132,000

●消費税差額の会計処理例

2017年4月売上分の消費税差額を後追い請求した場合の会計仕訳について説明します。
2017/02/01：2017/04売上分（8%）の前受請求書を発行。会計仕訳は発生しない。

① 2017/03/31：2017/04売上分（8%）の入金

借方		貸方	
普通預金	10,800	前受金	10,800

② ～2017/04末迄：新税率適用のためにシステム更新作業実施（2017/04以降の売上計上の税率は、8%→10%へ更新。2017年4月度の売上計上を行う前迄に、更新作業を完了する。）

③ 2017/04/30：2017/04売上分（10%）の売上計上処理（消費税差額+200円）

借方		貸方	
前受金	10,800	売上高	10,000
売掛金	200	仮受消費税	1,000

④ 2017/04/30：2017/04売上分の消費税差額（+200）の請求書を発行。会計仕訳は発生しない。

⑤ 2017/05/31：2017/04売上分の消費税差額（+200）の入金時処理

（1）差額請求を行った場合

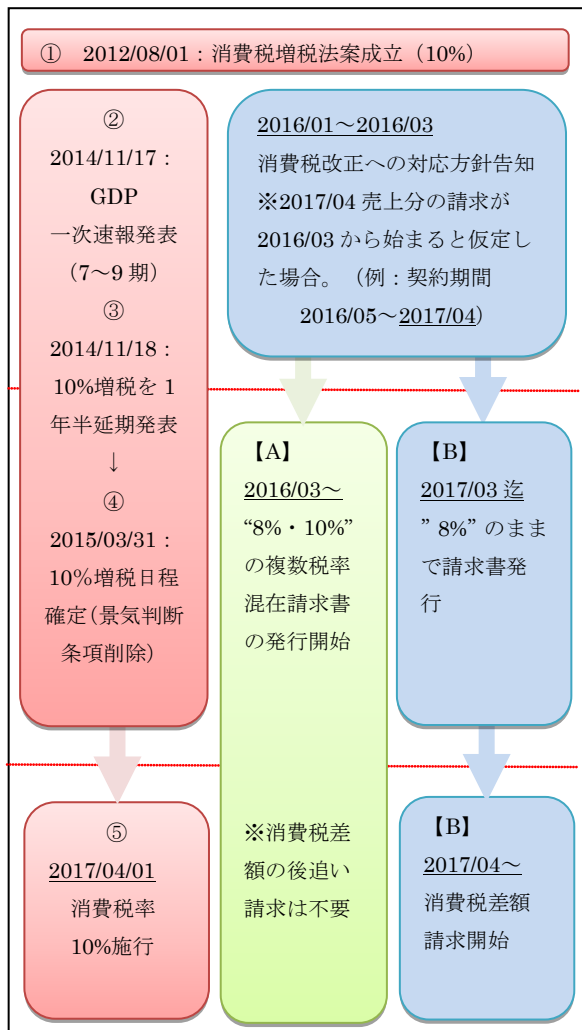
借方		貸方	
普通預金	200	売掛金	200

（2）差額請求を行わなかった場合

借方		貸方	
雑損・租税 公課等	200	売掛金	200

●2017年04月10%増税に向けての準備

・消費税改正ロードマップ：運用例



おわりに

2017年4月消費税率10%増税に向けて、ご参考になればと思います。本件に関するご意見、ご相談などございましたら、是非弊社サポート担当 03-5715-3315（内線 72）もしくは[弊社 HP](#)からお問い合わせ下さい。

尚、税法上の判断は、貴社内もしくは貴社顧問税理士にご相談の上、決定していただく性質のものであることを、ご了承下さい。

Oracle12c 機能紹介④

情報ライフサイクル管理

■概要

情報ライフサイクル管理（以下 ILM：Information Lifecycle Management）とは、データベースに格納されているデータの使用頻度に応じて、適切なストレージにデータを配置するソリューションです。

一般的には、データが新規に登録された直後は、高い頻度で参照・更新されますが、時間経過とともに使用頻度は徐々に減少します。

Oracle Database のパフォーマンスを維持するためには、高速なストレージ上にデータベースファイルを配置する必要がありますが、データベースに大量のデータが格納される場合、それらすべてを、高速（で高価）なストレージ上に保存すれば、データベースサーバのストレージのコストが非常に高額になります。

ILM を導入することにより、データのライフサイクルに合わせ、例えば次のような構成が可能です。

- ① 最新のデータは、高速な SSD 上の表領域に、非圧縮で格納。
- ② SSD に収まりきらなくなったデータは、古い（アクセス頻度が低い）ものから順次、大容量ハードディスク上の表領域に移動させ、かつ、低レベルの圧縮をかける。
- ③ “②”の大容量ハードディスクも一杯になった場合、別の大容量ハードディスクに移動させ、かつパフォーマンスを犠牲にする代わりに最大限の圧縮をかける。その表領域は、通常は Read Only に設定しておくことで、バックアップ実行時間の短縮を図る。

なお、ILM を実装するためには、多くの場合、Oracle Database Enterprise Edition の有償オプションである、Partitioning オプション、および Advanced Compression オプションが必要になります。

■ILM の実装方法（以下は Oracle Database 管理者向けです）

ILM は「ヒートマップ」および「自動データ最適化」により実装します。

・ヒートマップ

「ヒートマップ」とは、データに対するアクセスパターンやアクセスの頻度をリアルタイムに記録する機能です。ヒートマップの ON/OFF は、`heat_map` パラメータで設定します。ON にすると、`SYSTEM・SYS_AUX` を除く全ての表領域について、セグメントレベル、データブロックレベル、エクステンツレベルでアクセス統計が自動収集され、一旦 `SGA` に保存されます。そして、スケジューラジョブにより 1 時間に 1 度フラッシュされ、`SYS_AUX` 表領域内の表に書き込まれます。

`heat_map` パラメータは動的初期化パラメータですので、設定変更する場合にインスタンスを再起動する必要はありません。セッション単位で `heat_map` パラメータを制御することも可能ですが、`ILM` の実装が目的である場合、必ずインスタンスレベルで有効化してください。

・自動データ最適化 (ADO: Automatic Data Optimization)

`ADO` は、事前に定義した圧縮ポリシー・移動ポリシーに基づいて、ヒートマップの情報を活用し、データの圧縮・移動を自動的に行う機能です。

圧縮ポリシーでは、指定した評価期間に、指定したアクセスパターンに該当した場合、指定した圧縮タイプで圧縮を行います。

評価期間は、`n` 年、`n` か月、`n` 日など任意に設定できます。

アクセスパターンは、変更なし (`NO MODIFICATION`)、アクセス減少 (`LOW ACCESS`)、アクセスなし (`NO ACCESS`) から選択します。又は、表領域を対象とする場合に限り、セグメントの新規作成 (`CREATION`) を条件にすることも可能です。データの移動と同時に圧縮を行う場合、アクセスパターンには、表領域へのセグメントの新規作成を指定します。

圧縮タイプには「基本圧縮」、重複した値を除外する「拡張圧縮」(`Oracle 11g` では `OLTP` 圧縮と呼ばれていました)、`Oracle Storage` 専用で高レベルな圧縮が可能な「`HCC: Hybrid Columnar Compression`」があります。「基本圧縮」は `Oracle Database Enterprise Edition` の標

準機能ですが、他の圧縮タイプを使用するためには、`Advanced Compression` オプションが必要になります。

移動ポリシーでは、表領域の使用率が閾値を超えた場合、最後にアクセスされたのが最も古いセグメントから順に、別の表領域に移動させます。閾値はデータベースレベルで設定します。既定では表領域の使用率が `85%` を超えた場合に移動が実行され、`25%` の空き領域が確保できた時点で移動を止めます。移動ポリシーでは、移動完了後、移動先表領域を `Read Only` に変更することが可能です。表領域が `Read Only` であれば、バックアップを実行する頻度を減らすことができます。

移動ポリシーではパーティション表の使用が前提になりますので、`Partitioning` オプションが必須になります。

Office クリップアートの提供終了

はじめに

2015 年 4 月 13 日付「日経パソコン」に「いつの間にか Office クリップアートが提供終了」という記事がありました。この記事を参考に、Office クリップアートの提供終了と今後の画像利用方法や利用時の注意点を調べました。

クリップアートが無い！

文書を作成する際に、Office の挿入-オンライン画像から `Office.com` クリップアートの画像を挿入したことがある方も多いと思います。クリップアートは団体マークには利用できないなどの条件がありますが、外部向けの資料や広告にも自由に使用できます。

とても便利な Office のクリップアートですが、昨年の 12 月に、マイクロソフトはクリップアートの提供を終了してしまいました。

Bing イメージ検索

12 月の終了以降、クリップアートの代わりとしてマイクロソフトが推奨する機能が「Bing イメージ検索」です。使い方は従来のクリップアートと同じですが、画像を検索するとこんなメッセージが表示されます。「検索結果は、クリエイティブ コモンズによってライセンスさ

れている画像です。使用する画像に適用されている個々のライセンスを確認して、ライセンスに準拠するようにして下さい。」クリエイティブ・コモンズってなんだ?と思った方もいらっしゃるかと思います。

クリエイティブ・コモンズとは

クリエイティブ・コモンズとは、同名の国際団体が推進する著作物の利用条件をマークで示す仕組みのことです。「CC」と書かれたマークがクリエイティブ・コモンズに準拠していることを表します。更に、準拠している場合、利用条件として次の4種類のマークがあります。

- ① 表示：この作品を二次利用する場合、著作者が誰かを明記しなければいけない
- ② 非営利：この作品を営利目的で二次利用することを禁止する
- ③ 改変禁止：この作品を二次利用する際、内容を改変することを禁止する
- ④ 承継：この作品を基に改変して作った作品を配布する場合、基の作品と同じ利用条件にしなければいけない

人が生み出した全ての作品は、著作権で守られているものとそうでないものに分けることができます。著作権があるものは(C)や©というマークでcopyrightを示します。著作権が無いものは“パブリックドメイン(PD)”と言います。PDの正式なマークは無いようですが、サイトによっては、©に斜線を引いて示すこともあるようです。

クリエイティブ・コモンズでは、©とPDの間の選択肢を示し、既存の著作権制度のなかで作り手の権利が守られながら、受け手にも作品を自由に扱う領域を確保することで、作品の共有をスムーズにしているそうです。

検索結果は個別に確認が必要

クリエイティブ・コモンズのマークはあるのに、他人の著作物を勝手に公開しているWebサイトなどが存在するため、Bingイメージ検索では、権利侵害の画像も検索結果として表示されてしまうことがあるようです。特に外部に公開するような資料で利用する場合は、検索した画像を選択し、検索画面左下に表示される画面のWebサイトを個別に確認する必要があります。

他の無料画像提供サービスも利用

ID登録などが必要になる場合が多いようですが、権利の確認が面倒なBingイメージ検索は使わずに、無料の画像を提供しているサイトを使用するというのも一つの方法です。

Office クリップアートがあった頃のように、気軽に画像を使用できなくなってしまったのはとても残念です。無料の画像を良く利用される方は、無料のサイト利用の他、著作権を確認するのは面倒なので、一度確認した画像で良く利用しそうなものはフォルダーにまとめて再利用できるようにしておくなど、工夫していくかなさそうです。

オンラインストレージサービスの比較

はじめに

筆者は、ゴールデンウィーク期間中に、スマートフォンの機種変更をし、オンラインストレージサービスを利用して、データ移行を行いました。

今回は、筆者が実際に利用したオンラインストレージサービスを中心に、各サービスの違いやメリット、デメリットを紹介したいと思います。

なお、本紹介は、あくまでも個人での利用を想定したものです。企業で利用する場合のリスク等については、考慮しておりませんので、ご留意下さい。

オンラインストレージサービスとは?

さて、そもそも、オンラインストレージサービスとは、どのようなものなのでしょうか?

「IT用語辞典 e-Words (<http://e-words.jp/>)」のサイトによると「インターネット上でファイル保管用のディスクスペースを貸し出すサービス」とされています。つまり、インターネット環境につながりさえすれば、いつでも、どの端末からも、そのディスクスペースへファイルを保存(アップロード)することができ、また、その保存したファイルを参照(ダウンロード)することが可能となるサービスです。

今回、私は、スマートフォンの機種変更(iPhone から Android 端末への変更)に伴い、

どの端末からも同じディスクスペースへアクセスできるという、オンラインストレージサービスの特性を利用し、iPhone 内の連絡先や写真、音楽ファイルなどをインターネット上のディスクスペースにアップロードし、新しい Android 端末側にダウンロードするという形でデータの移行を行いました。

高速モバイル通信や、Wi-Fi、光ファイバーなど、インターネット環境へいつでも、高速に接続できる環境が整った昨今では、このようなオンラインストレージサービスは、より身近に利用できるものとなっています。

代表的なオンラインストレージサービス

の比較

さて、このオンラインストレージサービスは、無料、有料を含めると、多数の会社がサービスを提供しています（日本語に対応したサービスをインターネット検索しただけでも、約 50 社ほどがヒットしました）が、ここでは、今回私が実際に利用を検討した、個人が無料で利用可能な以下の 3 つのサービスを中心に比較したいと思います。

①Google Drive (Google 社提供)

まず、1 つの目のサービスは、Google 社が提供している、Google Drive です。Google が提供しているメールサービスである、Gmail と共通になりますが、最大で 15GB までのディスクスペースが無料で利用可能です。

既に Android 端末をお使いの方や、Gmail を利用されている方にはなじみがあるものと思いますが、写真や音楽ファイルに加え、PDF や、ワード、エクセルで作成したファイルも保存可能です。さらに、スマートフォンとしては最も重要な電話帳の情報も、Gmail の連絡先として保存可能です。

また、あわせて、ワードやエクセルのファイルを編集することができる、Google ドキュメントや Google スプレッドシートといった機能 (Office の互換ソフト) も無料で利用可能となります。

なお、スマートフォンからのアクセスでは、Android 向け、iOS 向けにアプリが、それぞれ提供されており、OS をまたいだ利用にも対応しています。

②iCloud (Apple 社提供)

iPhone を利用されている方ではご存じの方も多いと思いますが、Apple 社が提供しているサービスです。無料では、5GB までのディスクスペースが利用可能です。

筆者は、元々 iPhone を利用していましたので、写真や音楽ファイル、連絡先情報は、バックアップとして、iCloud に保存していました。また iCloud 上に保存した写真等を PC で参照していましたので、Android 端末でも利用できるものと思っていました。ところが、Android 端末向けのアプリ等は提供されておらず、iCloud 上のデータを移行するには、一度 PC にファイルをダウンロードし、その後、PC から、Android 端末へそのファイルをコピーしなくては行けませんでした。（このことが、今回、私が、オンラインストレージサービスの内容を比較することとなったきっかけです）

iOS 同士のデータ移行には非常に利便性が高いのですが、Android 端末とのデータ移行については、向いていないように感じました。

③One Drive (Microsoft 社提供)

PC (特に Windows 8 以降) を利用されている方には有名ですが、Microsoft 社が提供しているサービスです (以前は、Sky Drive というサービス名でした)。Google ドライブと同様、15GB までのディスクスペースが無料で利用可能です。

また、Google ドキュメントや Google スプレッドシートと同様に、ワードやエクセルを Microsoft 社純正の Office プログラムを利用してインターネット上で、編集、保存する機能が無償で提供されます。互換ソフトではなく、純正の Office の最新版を、無料で利用可能ですので、ワードやエクセルのファイルをバックアップしたり、複数の端末から参照、編集したいというケースでは、非常に利用価値が高いです。

また、Android 端末向け、iOS 向けにそれぞれに専用のアプリが用意されており、写真、音楽、文書ファイルといったデータ移行の観点からの利便性は高いです。

ただし、iPhone の連絡先情報の移行については、一度、iPhone 内の連絡先情報をファイルとしてエクスポートし、One Drive 上にアップロードの上、Android 端末へダウンロードし、Android 端末上の連絡先にインポートし直す必要があるようでした。

最後に

以上、3つのオンラインサービスについて比較した結果、今回は、Google Drive を利用してデータ移行を行いました。筆者の目的であった「iOS から Android 端末へデータを移行する」という観点から評価したところ、最も簡単に移行することができるかと判断したためです。（詳細は下表をご参照下さい）

各オンラインストレージサービスとも、それぞれに得意、不得意の部分がありますので、自身の利用目的に最も合致するサービスは何か、事前に調査することが重要と思います。今回の調査が皆さんのデジタルライフを楽しむ際の一助になれば幸いです。

【参考】iOS から Android への移行を目的としたオンラインストレージサービスの比較表

サービス名	Google Drive	iCloud	One Drive
提供する会社	Google	Apple	Microsoft
ディスクスペース（無料分）	15GB	5GB	15GB
写真・音楽ファイルの移行	◎	△	◎
アドレス帳の移行	◎	△	○
付帯するサービス	オンライン版 Office		ドキュメント、スプレッドシート
総合評価	◎	△	○

◎：新旧の端末だけで簡単に移行できる

○：手数をかける必要はあるが、新旧の端末だけで移行できる

△：新旧の端末以外に PC も利用しないと移行ができない

Plaza-i 新機能一

仕入付随費用一括実績配賦

今回、Plaza-i バージョン 2.01.21 で追加された仕入付随費用一括実績配賦についてご紹介します。

はじめに

現在、一つの仕入（輸入）に対して、仕入諸掛費用を配賦したい場合、仕入付随費用実績配賦という機能を利用して、任意の条件で検索した仕入諸掛（仕入付随費用明細）を仕入に割り当てする運用を採択している方が多いと思います。

その際、仕入と仕入諸掛の割り当てをする際、どのような条件で割り当てを決定しているでしょうか。

商品の購入に掛かった費用を商品に配賦させる為、データ上の仕入伝票と仕入付随伝票の任意の項目に同じキー（値）を登録しておいて、そのキーを元に、仕入付随費用実績配賦画面で検索を行い、割り当て行為を行っていませんか。

このように、配賦を割当する元となるキーを登録する作業は、仕入伝票・仕入付随費用伝票で行い、諸掛配賦行為自体は、キーを元に、機械的に作業をしているといった場合、今回ご紹介する仕入付随費用一括実績配賦機能は日常業務を簡略化する可能性がある機能です。

仕入付随費用一括実績配賦とは

簡単に説明すると、仕入付随費用実績配賦画面にて手動で行っている仕入伝票と仕入付随費用の割り当て作業を、システムが代行する機能です。

仕入伝票・仕入付随費用伝票の両方に登録したある項目の値をもって、この仕入付随費用明細は、この仕入伝票に割り当てるとシステムが認識し、自動で割り当て行為・実績配賦を行います。

また、諸掛の種類（購買原価取引コード）毎に、どの基準（項目の値）で判断して、仕入付随費用明細を、どの仕入伝票に割り当てするか決定する事が出来ます。

現在は、以下の項目を基準に割り当てる
ことが出来ます。

- ①インボイス番号
- ②プロジェクト
- ③プロジェクト・仕入先
- ④プロジェクト・支払先
- ⑤プロジェクト・入出荷番号(V2.01.24)
- ⑥物流手配番号(V2.01.29)

運用例

例えば、あるプロジェクトの案件としてまとめて購入した商品に、その取引に携わる運送費を重量に応じて商品に配賦したい場合など、仕入伝票（ヘッダ）に任意の値をプロジェクトに登録します。（もしくは、発注伝票に登録して、発注伝票から仕入伝票を自動作成します）

一方、仕入諸掛を仕入付随費用伝票で登録する際に、仕入伝票に登録したプロジェクトコードを仕入付随費用（ヘッダ）に登録します。また、仕入付随費用で利用する購買原価取引コードは、購買原価取引コードマスターでプロジェクトを基準に自動割り当てするように設定した購買原価取引コードを選択します。

後は、仕入付随費用一括実績配賦画面で実績配賦処理を行うと、あたかも仕入付随実績配賦画面でプロジェクトコードをキーに、仕入伝票と仕入付随費用明細を検索して、割り当てしたように、実績配賦を行います。

おわりに

今回ご紹介させて頂きました機能の詳細な情報は、ユーザーズガイド、PUR 購買管理、仕入(章)、仕入付随費用一括実績配賦に記載しております。

本機能のご利用をお考えの場合は、弊社サポート担当者または導入担当者にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

最新の Plaza-i バージョン情報

平成 27 年 5 月 10 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.29.07

Plaza-i 給与計算システム V2.0.4.99

なお、Plaza-i 給与計算システムは弊社ホームページ (<http://www.ba-net.co.jp/>) NEWS and TOPICS にも掲載しております。

マイナンバー制度について

平成27年10月から、マイナンバー（個人番号）が通知されます。続いて平成28年1月から、個人番号カードの申請・交付が行われ、行政手続で利用が開始されます。

今回はマイナンバー制度について解説致します。

(1) マイナンバー制度の概要と導入目的

マイナンバーとは、住民票を有する全ての個人に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が、同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバー制度の導入に伴い、期待される効果として主に下記の3つが上げられます。

① 公平・公正な社会実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、税負担を不当に免れることや、給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行えるようになります。

② 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。

③ 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができるようになります。

(2) 税務手続に与える影響

平成28年1月以降の金銭等の支払に係る調書等から、従業員等及び支払先のマイナンバーを記載する必要があります。

① 従業員等のマイナンバーを記載する書類

従業員等のマイナンバーを記載する税務関係書類は、主に下記の9つが上げられます。

- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書
- 退職所得の受給に関する申告書
- 給与所得の源泉徴収票
- 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
- 退職手当金等受給者別支払調書
- 給与支払報告書

② 支払先のマイナンバーを記載する書類

支払先のマイナンバーを記載する税務関係書類は、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書などの法定調書が上げられます。

③ 個人の申告手続の簡素化

従来は、確定申告時において住宅ローン控除等の特例措置の適用を受ける場合は、住民票の写し等の添付が必要でした。

マイナンバー制度の導入により、行政機関の間での情報共有が可能となり、住民票の写し等の添付が省略されます。

④ 源泉徴収票・給与支払報告書の一元提出

従来は、給与・年金の源泉徴収票・支払報告書の電子的提出は、電子申告・納税システム（e-Tax）と地方税ポータル（eLTAX）の両方に送信しなければ提出が完了しませんでした。

マイナンバー制度の導入により、地方税ポータルへの電子申告により送信1回で国と地方に提出が可能となります。

(3) 終わりに

マイナンバーの記載は、企業の規模の大小に関わらず必要です。企業にとっては、従業員等及び支払先のマイナンバーの収集などの事務手続が必要となります。一方で、収集したマイナンバーには厳重な情報管理が求められており、漏えいの場合には厳しい罰則規定が設けられています。このため、多々ある業務の中で、どの業務がマイナンバーと関係しているかについて検討・準備が必要となります。

受取配当等の益金不算入の 制度の見直しについて

法人実効税率の引下げに伴う、課税ベースの拡大等の改革の一環で、受取配当等の益金不算入について、持株比率に応じた区分が従前の3区分から4区分となり、益金不算入割合の一部が引き下げられる等の改正がされました。

この改正は平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

(1) 受取配当等の益金不算入とは

法人が他の法人から配当等を受けた場合は、企業会計上は収益となりますが、法人税法上は一定の申告手続きを条件にその配当等の基となる株式等の区分に応じて、その配当等の一部又は全部を益金の額に算入しないこととされています。これを受取配当等の益金不算入制度といいます。

(2) 改正の内容

①株式等の区分とその配当等の益金不算入割合が次の通り変更されました。

【改正前】

株式等の区分 (保有比率)	不算入割合	負債利子 控除
完全子法人株式等 (100%)	100%	なし
関係法人株式等 (25%以上)	100%	あり
その他の株式等	50%	あり

【改正後】

株式等の区分 (保有比率)	不算入割合	負債利子 控除
完全子法人株式等 (100%)	100%	なし
関連法人株式等 (1/3超100%未満)	100%	あり
その他の株式等 (5%超1/3以下)	50%	なし
非支配目的株式等 (5%以下)	20%	なし

「関連法人株式等」と「非支配目的株式等」が設けられ、「非支配目的株式等」の益金不算入割合については20%に縮減されました。

また、「その他の株式等」と「非支配目的株式等」については、配当等の額から負債利子を控除することなく配当等の額に不算入割合を乗じた金額が益金不算入額となります。

②関連法人株式等の保有期間について、従前の関係法人株式等が「配当の『効力発生日』以前6ヶ月以前より25%以上を継続保有すること」と規定されていたことに対し、関連法人株式等は「配当の『基準日』以前6ヶ月以前より1/3超を継続保有すること」と、その保有期間の起算日を配当等の支払に係る【効力発生日】から【基準日】へ変更になりました。

完全子法人株式等に関しては、継続保有の要件等は従前通り「配当等の額の計算期間中継続して完全支配関係のあった他の内国法人の株式等」が該当することとなります。

その他の株式等、非支配目的株式等については株式継続保有の要件は付されず、配当等の額の支払いに係る基準日の株式保有割合のみで判定されます。

③証券投資信託の収益の分配の額については、その全額が益金不算入とされます。

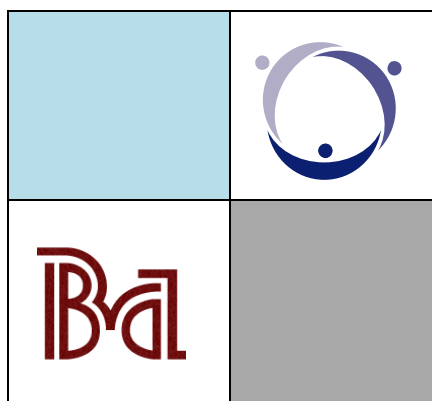
※特定株式投資信託の収益の分配の額については、その収益の分配の額の100分の20相当額が益金不算入とされます。

④関連法人株式等に係る負債利子控除額の計算における簡便法の基準年度が平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度とされます。

(3) 終わりに

今回の見直しにより、益金不算入額に影響を受ける場合があるため、現状の株式区分や投資計画を再確認する必要があると考えられます。

例えば、4.5%の株式等を保有している会社において、改正前は「その他の株式等」として「50%益金不算入」とされていたものが、改正後は「非支配目的株式等」（20%益金不算入）に変更されるため、50%益金不算入を維持するために追加で0.5%超の株式等取得するメリット、デメリットの検討が必要になるものと考えられます。



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://plaza-i.net>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>